

平成21年度 第3回

青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 平成21年5月19日(火)午後1時30分
場 所 青梅市教育センター会議室

第3回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成21年5月19日（火） 1日間

場 所 教育センター会議室

- 1 教育委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 委員長報告
 - (2) 教育長報告
- 4 協議事項
- 5 議案審議
議案第5号 青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員の委嘱について
- 6 委員長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

- 1 平成21年度小・中学校耐震補強工事について（施設課）
- 2 第二小学校校舎改築工事概要について（施設課）
- 3 平成21年度青梅市立中学校教科用図書採択日程について（指導室）
- 4 学校給食センター食器、食缶洗浄設備更新の進捗状況について
（学校給食センター）
- 5 青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する答申について（体育課）
- 6 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
 - ア 青梅市スポーツ振興審議会会議録（体育課）
 - イ 青梅市美術館運営委員会会議録（美術館）
 - (2) 事業等実施結果
 - ア 生涯学習フェスティバル～釜の淵新緑祭2009～事業実施報告（社会教育課）
- 7 第二小学校の校舎改築基本設計（素案）に対する意見の公表について（施設課）

協議事項（再掲）

- 1 青梅市特別支援教育推進協議会設置要綱の一部改正について（指導室）
- 2 中央図書館における開館時間の前延長試行について（中央図書館管理課）

出席委員	教育委員会委員長	買手屋	仁
	教育委員会委員	北島	朋子
	教育委員会委員	畑中	茂雄
出席説明員	教育長（再掲）	畑中	茂雄
	学校教育部長	長澤	通
	社会教育部長	山下	正義
	総務課長	柳内	秀樹
	施設課長	渡辺	慶一郎
	指導室長	宇田	剛
	教育指導担当主幹	新村	紀昭
	給食センター所長	朱通	智
	社会教育課長	藤野	唯基
	郷土博物館管理課長	久保田	正寿
	美術館管理課長	石田	治郎
	中央図書館管理課長	栗原	秀二
	体育課長	地引	静雄
	国体準備担当主幹	野寄	松夫
書記	総務課庶務係長	永沢	雅文
	総務課庶務係	松井	慎治

日程第1 教育委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の定例会には委員 3 名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

これより、平成 21 年度第 3 回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、 委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、2月12日の第19回臨時会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、ご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 ご異議がないようでございますので、第19回臨時会の会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

次に、第20回臨時会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと思っております。

日程第3 報告事項

(1)委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、ございますか。

ないようですので、以上で、委員長報告は終了いたします。

(2)教育長報告

1 平成21年度小・中学校耐震補強工事について

【委員長】 それでは、教育長報告にまいります。報告事項1、平成21年度小・中学校耐震補強工事についての説明をお願いいたします。

【施設課長】 それでは、報告資料の1をご覧いただきたいと存じます。平成21年度小・中学校耐震補強工事についてでございます。

お示ししてございますのは、今年度行われる予定となっております小・中学校の耐震補強工事についてでございます。青梅市の耐震補強工事につきましては、平18年度までにすべての校舎等の耐震診断を完了いたしまして、その後、平成19年度に設置いたしました「青梅市立学校施設耐震改修検討委員会」におきまして、耐震診断結果に基づき、耐震改修年次

計画を策定いたしまして、学校施設の耐震化に取り組んでおります。

それでは、まず中学校3校につきまして、順次ご説明させていただきます。

1番目の第一中学校の耐震補強工事についてでございますが、管理・普通教室棟および特別教室棟の合計延べ面積6,910平方メートルの工事であります。補強の工法といたしましては、ピタコラム工法によるものであります。ピタコラム工法とは、校舎の外壁へ外付けフレームによりコンクリート補強等を行うものであります。この工法のメリットといたしましては、学校を授業等に使いながら工事が可能であるということと、工事の短縮化等が挙げられております。過去の実施校といたしましては、第四小学校、第七小学校および第三小学校がこの工法により耐震補強工事を行っております。また、その他の工事といたしまして、校舎に設置しておりますガラスノックの改修および清掃工事を行うものであります。なお、昨年度は第1期工事といたしまして、一中につきましては屋内運動場を実施してございます。

次に、2番目の第二中学校の耐震補強工事についてでございますが、管理・普通教室棟および特別教室棟の合計延べ面積が6,967平方メートルの工事であります。補強工法といたしましては、第一中学校と同様にピタコラム工法によるものであります。なお、第二中学校におきましては、補強量が多いことから、今年度に引き続き来年度におきましても特別教室棟の一部につきまして補強工事を実施するものであります。

次に、3番目の第三中学校の耐震補強工事についてでございます。特別教室棟および屋内運動場の合計延べ面積4,254平方メートルの工事であります。補強工法といたしましては、他校と同様にピタコラム工法によるものであります。なお、昨年度は第1期工事といたしまして、普通教室棟を実施しております。

中学校3校につきましては、以上説明申し上げましたが、これらの学校の耐震補強工事につきましては、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定にもとづきまして、予定価格が1億5,000万円以上の工事となりますことから、6月市議定例会におきまして議案上程を行うものであります。

続きまして、裏面でございます。裏面につきましては小学校2校の耐震補強工事につきましてご説明申し上げます。

まず、4番目の河辺小学校の耐震補強工事についてでございますが、学校の利用状況を考慮いたしまして、工期を2期に分けて行うものであります。1期目の工事といたしましては、管理・普通教室棟および特別教室棟の合計面積5,256平方メートルの工事であります。また、2期目の工事といたしましては、普通教室棟および屋内運動場の合計延べ面積1,765平方メートルの工事でございます。補強の工法といたしましては、中学校と同様にピタコラム工法によるものであります。なお、それぞれの工期につきましては、お示しのとおりでございます。

最後となりますが、5番目の新町小学校の耐震補強工事についてでございます。新町小学校につきましても、学校の利用状況等によりまして、工期を2期に分けて行うものであります。

す。1期目の工事といたしましては、普通教室棟および特別教室棟の合計延べ面積5,536平方メートルの工事でございます。また、2期目の工事といたしましては、屋内運動場の延べ面積725平方メートルの工事であります。補強工法といたしましては、同様にピタコラム工法によるものでございます。なお、それぞれの工期につきましては、お示しのとおりでございます。

以上、5校につきまして耐震補強工事を行うわけでございますが、今年度の工事終了時におきます耐震化率は64.5%となるものであります。

以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

いずれも、授業には一番影響のない工法でやっていただけということで、ありがたいと思うんです。外から見ると、外にバッテンがありますが、あの工法でございますね。

【施設課長】 ピタコラム工法でございますが、校舎の外にバッテンを行うということで、内部の授業は可能となるということでございます。

【委員長】 ほかにいかがでしょうか。あと4割弱の耐震化が残っているということで、これは22年度以降に計画されているのでしょうか。

【施設課長】 残りの耐震補強工事についてでございますが、現在、小学校16校中、今年度の工事が済みますと、以降につきましては7校まだ残っております。それが22年度、23年度、24年度で行われます。中学校につきましては、10校中、今年度終了すれば、残りは5校となります。したがって、それにつきましても22、23、24で行っていく予定となっております。

【委員】 この工期の間は、ほとんど毎日のように工事は行われるんですか。

【施設課長】 工事の期間ということでございますが、基本的には夏休みに工事をということで行っておりますが、土・日を利用することを念頭に置いておりますが、ただどうしても工期、日程等のことがございますので、平日におきましても工事を行うようなことになっております。しかしながら、授業には支障のないような工法ということでございますので、工期を見ながら進めさせていただきたいと考えております。

【委員長】 できるだけ子どもたちの授業に影響がない、影響が少ない、ゼロということはありませんが、少ない方法でというのが北島委員の趣旨だろうと思いますので、ぜひその点はよろしく願いいたします。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

2 第二小学校校舎改築工事概要について

【委員長】 続いて報告事項2、第二小学校校舎改築工事概要について説明をお願いいたします。

【施設課長】 続きまして、報告資料2につきましてご説明させていただきます。第二小学

校の校舎改築工事の概要についてでございます。

当該小学校は校舎の老朽化に伴いまして、校舎の改築計画を進めております。平成20年度に校舎の基本設計が行われ、基本設計の素案といたしましては、以前にもお示しいたしましたが、別紙1のとおりとなっているところでございます。

資料の2番にございます改築の年次計画についてでございますが、お示しのとおり、今年度は実施計画を行うとともに、プレハブ仮設校舎を設置する予定となっております。工期といたしましては、今年度プレハブ仮設校舎を設置した後、平成22年度から24年度にかけて校舎の取り壊し工事、また新設工事等を行い、全体工事の終了といたしましては平成25年度となっております。平成25年度の工事といたしましては、本年度設置いたしますプレハブ仮設校舎の取り壊し工事でございます。したがって、新校舎の利用につきましては、平成25年の4月から可能となるものでございます。

次に、資料の3番にございます工事の概要についてでございますが、別紙の2をご覧ください。左上にございますステップ1から、右下にございますステップ6までが改築工事の工程であります。青い部分が校舎棟の新設箇所、黄色い部分が校舎棟の解体箇所でございます。また、赤い線が工事エリアとなっております。なお、新校舎の建設は、既存校舎の北棟および南棟を取り壊し、その空き地へ建設するものであります。

まず、ステップ1についてでございますが、青い部分がプレハブ仮設校舎の設置箇所でありまして、既存校舎の取り壊しに伴いまして、まずプレハブの仮設校舎を設置するものであります。完成予定は平成22年度3月中旬を予定してございます。

次に、ステップ2でございますが、黄色い部分が既存の北校舎でございます。平成22年4月から6月までの予定で、取り壊し工事を行います。その間の普通教室につきましては、平成22年3月中旬に仮設校舎が完成いたしますので、北校舎にあります1年生から3年生までの普通教室につきましては、仮設校舎を利用することとなります。

次に、ステップ3についてでございますが、青い部分が新校舎建築地区箇所の一部でございます。北校舎の取り壊し工事の終了後、新校舎の第1期工事の平成22年7月から実施し、平成23年10月までに完成する予定であります。新校舎の一部が完成いたしますと、プレハブ仮設校舎にあります3年生、および南校舎にあります4年生から6年生までの普通教室は新校舎を利用することとなります。

次に、ステップ4についてでございますが、黄色い部分が既存の南校舎でございます。平成23年11月から翌年の1月中旬までの予定で取り壊し工事を行いますので、4年生から6年生までの普通教室棟につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、新校舎を利用することとなります。

次に、ステップ5についてでございますが、青い部分が残りの新校舎建設箇所でございます。南校舎の取り壊し工事の終了後、新校舎の第2期工事を平成24年2月から実施し、平成25年3月中旬までに完成する予定であります。したがって、平成25年4月からは

すべての学年が新校舎を利用することとなります。

次に、ステップ6についてでございます。黄色い部分が既存の南校舎の一部およびプレハブ仮設校舎でございます。平成25年4月から5月までの間に仮設校舎及び南校舎の取り壊し工事を行う予定でございます。

以上が、第二小学校の校舎改築工事の概要であります。

最後に、今年度設置いたしますプレハブ仮設校舎につきましてご説明いたします。当該校舎はプレハブの2階建て校舎になっておりまして、普通教室が12室、特別支援教室、校長室、職員室、事務室、図書室を配置するものであります。また、設備といたしましては、放送室、印刷室、配せん室を設置いたします。なお、プレハブ仮設校舎につきましては、6月市議会定例会の補正予算特別委員会へ上程する予定でございます。

以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

ステップ4、ステップ5が学校の真ん中が工事区域になるので、ある意味では一番注意をしなければならない時期だろうと思うんですが、その辺は十分に気をつけて、事故が起こらないように。いろいろご配慮をいただいていると思いますけれども、さらに一層ご配慮いただきたいと思います。これは特にお答えは要りません。

【委員】 それに伴って、プレハブ校舎をつくる時と、それから真ん中の部分の工事をするときには、運動場がだいぶ狭くなって、子どもたちの遊び場や体育をする場所が少なくなってしまうような印象があるんですけどもね。

【施設課長】 ご指摘のとおり、工事車両の搬入出がございまして、危険を防止するという意味合いで、校庭が使えなくなることがございます。学校とも協議をいたしました中で、体育の授業につきましては、主に体育館を利用するような方向で学校との調整をさせていただいたところでございます。しかしながら、グラウンドにつきましては狭くなっていることは否めませんものですから、一番懸念しておりますのが運動会でございます。運動会の際には、近隣の小・中学校、または明星大学とか調整をいたしまして、遺漏のないようにしていきたいとは考えております。

【委員】 あと、休み時間に遊べる場所、体育館の中も休み時間を開放するとか、何かしないと、児童数が多い学校ですので、まるまる2年間、新しい校舎ができる楽しみもあると思うんですけども、やはり工事による子どものストレスみたいなものも出てくると思います。何かそういうところも工夫してもらえればと思います。

【委員長】 これはむしろ指導室にお願いした方がよろしいかと思いますが、今のご意見も含めまして、指導室長。

【指導室長】 委員のご指摘のとおりだと思います。ですから、実際に子どもたちが安心して遊べるというエリアを確保するのと体育館と、また室内でどのような形で、子どもたちにストレスがたまらないように、また子どもたち同士の間人間関係が深められるような遊び

なりかわり合いができるかというところ、その辺はよく学校と私どもで相談しながらやっていきたいと思います。

【委員長】 何か施設課として、今の委員のご意見にお答えすることございますか。もしおありでしたら、おっしゃってください。

【施設課長】 ただいまも指導室長から申し上げましたとおり、また指導室とも調整した中で、できることがありますれば、今年度実施設計が行われることもありますけれども、その中でご指摘のとおり、鉄棒ですとか、そういうものの配置が必要になることもございますので、その辺も含めまして検討させていただきたいと考えております。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

3 平成21年度青梅市立中学校教科用図書採択日程について

【委員長】 続きまして報告事項3、平成21年度青梅市立中学校教科用図書採択日程について説明をお願いいたします。

【指導室長】 お手元の報告資料3をご覧くださいと思います。平成21年度青梅市立中学校教科用図書採択日程（案）でございます。

先月、4月17日の定例教育委員会におきまして採択要領をご協議いただき、承認いただきました。本日5月19日、この定例教育委員会で採択日程の概要をご説明させていただいております。5月22日には第1回の選定委員会、校長が委員となる選定委員会でございますが、これが開催され、7月中旬に第2回、第3回の選定委員会を予定してございます。

またちょっと上に戻りまして、6月中旬には第1回の専門委員会、これは教科別の教員が委員となる専門委員会を開催いたします。6月5日から7月8日まで教科書の展示会を行います。そして最後、下から3つ目の日付けですけれども、8月3日には教育委員の皆様協議会をもっていただきます。8月6日の定例教育委員会で正式に採択を決定していただき、8月中旬には東京都教育委員会採択結果を報告すると、こういった採択日程をご報告させていただきます。

以上です。

【委員長】 教育委員が出席する8月3日、6日は予定に既に入っていたようでございますので、よろしくをお願いいたします。

展示会は、6月5日からですか。場所は。

【指導室長】 6月5日は、教育センター2階のフロアーの奥の部屋が展示会場になります。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

4 学校給食センター食器、食缶洗浄設備更新の進捗状況について

【委員長】 続きまして報告事項4、学校給食センター食器、食缶洗浄設備更新の進捗状況

について説明をお願いいたします。

【給食センター所長】 学校給食センター食器・食缶洗浄設備更新等の進捗状況についてご報告をさせていただきます。

食器・食缶洗浄器の更新につきましては、平成20年12月の「青梅市学校給食の運営に関する検討委員会」の報告書に、「食器改善および将来の根ヶ布調理場の藤橋調理場への統合に対応するため、本年度は藤橋調理場は設備の老朽化および施設の統合後の数量等を含んだ食器・食缶洗浄器の更新、根ヶ布調理場につきましては食器改善に伴うはし洗浄器を設置しようとするものでございます。

お手元の資料4をお開きいただきたいと思います。本年2月から4月の間、調理作業員を含む給食センター職員によるプロジェクトチームで検討いたしまして、その内容、洗浄器や調理用具等の配置スペース、それから洗浄作業動線等の意見がございましたので、その辺を参考に支障のないよう決定いたしました。5月に入りまして、契約管財課に契約依頼をいたしまして、現在、洗浄器納入業者選定に必要な庁内手続を行っているところでございます。この後、決定されました業者との契約を経て、6月から7月にかけて洗浄器の製作をいたします。

資料をおめくりいただきます。藤橋調理場の食器・食缶洗浄器の配置予定図でございます。7月27日から8月25日の間の給食の休止期間でございますが、この間に藤橋調理場におきましては既設の洗浄設備を撤去、新たな設備をこの図のように配置・更新をする予定でございます。

また、根ヶ布調理場につきましては、同じ給食休止期間内に、はし洗浄器の設置を完了する予定でございます。

この食器・食缶洗浄器の更新によりまして、食器改善の一環として、2学期からはしの給食センター管理が実施されることとなります。

以上、簡単ではございますが、学校給食センターの食器・食缶洗浄設備更新等の進捗状況についてのご報告とさせていただきます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

性能的にはかなりアップするということですか。

【給食センター所長】 現在、藤橋の方に設置してありますのはだいぶ古い上、性能的にもそうなんですけど、今後、根ヶ布の調理場を廃止して藤橋調理場へ統合するという予定があるんですけども、その際、現在の機器ではその数がこなせないということで、その辺も含めまして、統合後、数が処理できるような、1万500食程度の食器の洗浄能力を有するものということで計画しております。

それと、根ヶ布調理場につきましては、はしを給食センターが管理するということとなりますので、現在、はしの洗浄をする機器がございませんので、それにつきましては新たに設置をするという形でございます。

【委員長】 いかがでしょうか。食器は現有の食器で機能するわけですか。

【給食センター所長】 材質につきましては、現在使っていますポリプロピレン製の食器を採用していくということで、契約いたしております。

【委員長】 そのまま使えるということですね。

【委員】 そうすると、2学期から、今まで子どもたちが持っていったはしは、持っていかなくていいということになるのでしょうか。

【給食センター所長】 現在、児童・生徒さんにお渡ししておりますはしについては、ご自分のところで洗って使っていたいただいていたんですけども、今後、はしを使うメニューの場合には、給食センターから食器とあわせてはしの方も学校にお渡しして、終わったものを回収してセンターで洗浄するということになります。

【委員】 もう一つ、はしの材質は木製なんですか。

【給食センター所長】 現在は竹ばしということで使用しておりますが、竹ばしの場合は耐用にちょっと難点があるということで、強化木というか、木の中に樹脂をしみ込ませて、耐久性を向上させてあるはしを予定しております。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

5 青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する答申について

【委員長】 続きまして報告事項5、青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する答申について説明をお願いいたします。

【体育課長】 報告資料5にもとづきましてご報告いたします。前回の教育委員会におきまして、諮問につきましてご協議いただき、5月12日のスポーツ振興審議会に諮問をしたところでございます。交付金におきましては、裏面の援助事業候補一覧のとおり、89万6,000円を適当として認めるという答申をいただいているところでございます。

以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

6 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市スポーツ振興審議会会議録(体育課)

イ 青梅市美術館運営委員会会議録(美術館)

(2) 事業等実施結果

ア 生涯学習フェスティバル～釜の淵新緑祭2009～事業実施報告(社会教育課)

【委員長】 続きまして報告事項6、諸報告ですが、あらかじめ各委員には、事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

7 第二小学校の校舎改築基本設計(素案)に対する意見の公表について

【委員長】 続きまして報告事項7、第二小学校の校舎改築基本設計(素案)に対する意見の公表について説明をお願いいたします。

【施設課長】 報告資料7につきましてご説明させていただきます。

第二小学校の校舎改築基本設計に対します市民の皆様からの意見を集約いたしまして、市の考え方をまとめたものでございます。

意見の募集につきましては、青梅市の広報、またホームページによりまして、市民の皆様から募集をいたしました。意見書の提出方法といたしましては、ホームページ内、また各市民センター等に備えつけました意見提出用紙を利用いただき、ファックスにより提出していただいたものであります。

ご意見の内容についてでございますが、1ページから6ページまでそれぞれ種類別にお示ししておりますが、件数別に見ますと、学校の屋内に関することは25件、施設に関することが13件、屋外に関することが6件となっておりまして、合計44件のご意見をちょうだいいたしました。

それぞれ、主なものにつきましてご説明申し上げます。

参考といたしまして、先ほどお示しいたしました別紙1が校舎の概要が出ている資料でございますので、よろしければ参考にさせていただければと思います。

まず、屋内につきましては、1ページをご覧いただきたいと思っております。下から2番目、3番目、4番目にあります、職員室、校長室等の配置場所の変更と不審者対策等についてのご意見でございますが、市の考え方といたしましては、訪問者等の確認や対応の容易性を考慮いたしまして、素案どおり、職員室等につきましては1階に配置させていただく旨の回答といたしました。

次に、2ページをご覧いただきたいと思っております。上から2番目にごございます屋外での観察や太陽観測のために、屋上に1教室分の平坦な場所をつくる必要があるとのご意見に対してでございますが、平坦な場所を設置する旨の回答をいたしました。今後は、素案の図面にあります屋上緑化スペース、またテラス等への対応も視野に入れまして、実施設計を進めてまいりたいと考えております。

次に、施設についてのご意見であります。3ページをお開きいただきたいと思っております。一番下段にごございます、吹き抜けにはあらゆる想定をした安全対策をとってほしいとのご意見でございます。転落防止策等について、安全策を行う旨の回答をいたしましたが、吹き抜けにつきましては、1階から2階への階段が吹き抜けの設計となっております。その点のご指摘かと思っておりますが、具体的な対策といたしましては、防護柵の嵩上げですとか、立ち上がれる状況にないような措置をする中で工夫をしていきたいと、このように考えているとこ

るでございます。

次に、屋外についてのご意見であります、5ページでございます。一番下、「運動会等を考慮し、自転車置場スペースの追加したらどうか」とありますが、これを「スペースを」にさせていただきたいと存じます。

5ページの下段及び6ページの上段でございます運動会等の行事のための自転車置場のスペースを追加してほしいのご意見でございますが、臨時的な行事の際のスペースの確保は困難となりますので、臨時的な行事の際は学校での調整となるという旨の回答をいたしました。

以上、主な意見につきましてご説明いたしました、今後も市民の皆様への対応といたしましては、ご意見等の公表を広報により周知いたしまして、公表方法につきましてはホームページへの掲載および各市民センター等での開示により対応する予定でございます。

以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

日程第4 協議事項

1 青梅市特別支援教育推進協議会設置要綱の一部改正について

【委員長】 次に、協議事項に移ります。協議事項1を議題といたします。

青梅市特別支援教育推進協議会設置要綱の一部改正について、説明をお願いいたします。

【指導室長】 お手元の協議資料1をご覧ください。青梅市特別支援教育推進協議会設置要綱の一部改正についてご説明いたします。

まず、改正の理由でございますけれども、現在、青梅市では特別支援教育基本計画というものと、それにもとづいて策定いたしました青梅市特別支援教育実施計画というものがございます。しかしながら、この2つの計画、特に実施計画は早期と中期に分かれておりまして、早期が平成21年度をもって終了することになります。そうしますと、現行の設置要綱ですと、ここに^{そこ}齟齬が生じることがありますので、今回改正をご協議いただきます。

2番の改正の内容をご覧ください。現行1 設置というところで、「青梅市特別支援教育基本計画および青梅市特別支援教育実施計画にもとづき」とありますが、これが早期計画では21年度で終わってしまいますので、このままということではなく、改正後はこの1の設置のところにつきましては、例えば右側の現行で読み上げさせていただいたところを除きまして、全般的な「青梅市における特別支援教育の円滑な推進を図る」ということを設置目的にいたしまして、所掌事項の方に今年度、22年度に向けた中期計画の策定をするという意味で、(1)として「青梅市特別支援教育にかかる基本計画および実施計画に関すること」。次年度に向けた計画をここで策定していくということで、(1)で追加してございます。以降、順次現行の(1)が(2)に、裏面をご覧くださいと、1つずつ数値がズレております。そ

ういったところで、早期計画が今年度で終わってしまうということで、それにあわせた要綱の一部改正でございます。

よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。協議事項ですので、お諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市特別支援教育推進協議会設置要綱の一部改正について、は承認されました。

2 中央図書館における開館時間の前延長試行について

【委員長】 次に、協議事項2を議題といたします。中央図書館における開館時間の前延長試行について、説明をお願いいたします。

【中央図書館管理課長】 お手元の協議資料2をご覧いただきたいと思います。一部訂正をお願いしたいと思いますが、1の目的の下5行目、「前延長の」とありますが、「の」を「を」に変えていただきたいと思います。

中央図書館における開館時間の前延長試行についてでございますが、この目的といたしましては、中央図書館では利用者の声を通しまして、昨年7月からご意見箱を通して、利用者のアンケートを実施しております。その中で、児童・生徒の学校の夏季休業期間中における早朝からの開館を求める声が多くあったということでございます。

このことから、学校の夏季休業期間中の一部に限定して、図書館利用者へのサービスの向上を図ることを目的に、開館時間の前延長を試行的に実施するものでございます。

期間としましては、8月の1カ月間。ただし、休館日は除くものとして書いてございますが、現在、休館日は毎週月曜日と毎月の第3火曜日となっております。

3の開館時間でございますが、平日は午前9時半から午後8時、休日・祝日等につきましては午前9時半から午後6時ということで、通常の10時の開館を30分繰り上げて開館させていただきたいということでございます。

周知方法でございますが、広報おうめ、図書館のホームページ、ポスター等でそれぞれ周知をさせていただきたいというふうに考えております。

よろしくご協議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

前向きの改定なので、おそらく市民も子どもたちも喜ぶのではないかと思います。広報で十分に、早くからやっているんだよということを周知できるようにご努力願いたいと思います。

【中央図書館管理課長】 なお、この試行につきましては、あくまで今年度の試行というこ

とで、今後継続するのか、その辺につきましてはこの試行で検証させていただきたいというふうに思っています。

【委員長】 どのくらい子どもたちがこの時間を利用するかということ。まだわかりませんからね。

【委員】 個人的には大賛成です。ぜひいい結果が出るといいなと思います。

【委員長】 ぜひ、試行などといわずに。

【委員】 夏休み中、全部やってもらいたいぐらいですね。

【中央図書館管理課長】 夏休みも今、学校の校長先生の裁量によって期間が違いますので、8月1カ月間とさせていただいたということで、ご理解賜りたいと思います。

【委員長】 よろしいですか。協議事項ですので、お諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、中央図書館における開館時間の前延長試行について、は承認されました。

日程第5 議案審議

議案第5号 青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員の委嘱について

【委員長】 次に、議案審議に移ります。

議案第5号青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員の委嘱について、を議題といたします。説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 資料の提出がちょっと遅くなりまして、申しわけありませんでした。

それでは、議案第5号青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員の委嘱につきましては、青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員設置要綱にもとづきまして委嘱をしようとするものであります。今回、任期満了に伴いまして、別紙に記載のある者を新たに委嘱しようとするものであります。

それでは、別紙をご覧くださいと存じます。委員の選出につきましては、記載のとおり、上から青梅市立小・中学校の校長または副校長にある者、青梅市社会教育委員、青梅市青少年委員、民生児童委員、自治会連合会、小学校PTA連合会の各会からご推薦をいただいた方、また学童クラブの関係者、および放課後子ども教室推進事業実施コーディネーターの計8名の委員を委嘱しようとするものでございます。

今回、再任の方、新任の方、それぞれ4名でございます。

任期は、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの2年間でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第5号青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員の委嘱について、は原案どおり可決されました。

【委員長】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。そのほか、何かございますか。

【学校教育部長】 それでは、新聞紙上、また世の中騒然となっているような状況でございますが、新型インフルエンザ発生に伴います青梅市並びに私ども小・中学校の対応方法につきまして、若干ご説明させていただきたいと存じます。

資料がございますので、ご配布させていただきます。

それでは、ご説明申し上げます。

お配りいたしました1枚の、裏表になっているものをご覧いただきたいと存じます。私ども教育委員会におきましては、東京都教育委員会ならびに東京都教育委員会で設置いたしました東京都教育庁新型インフルエンザ対策本部との協力連携体制をとりまして、そのつど保護者の方々にご通知を差し上げ、またはホームページ等で現在の状況等をご連絡申し上げているところでございます。

まず、この1枚のものをご覧いただきますと、海外発生期という21年4月30日のもの、これは以前お話ししたことがございますが、警戒レベルがWHOの関係で、フェーズ4からフェーズ5に引き上げられた段階で、海外発生期の段階で、この文書をもって学校を通じて保護者の皆様、そしてホームページを通じて市民の皆様に、こういうふうないわゆる注意文書と申しましょうか、ご留意文書を差し上げたところでございます。

今度は表を返していただきますと、ここでさらに報道等にごございますとおり、5月16日現在で国内の関西方面で新型インフルエンザ感染者が確認されたということになりまして、これが海外発生期から国内発生期の早期段階に移ってくるということになります。そうしますと、私どもで実は、東京都教育委員会で作成いたしましたマニュアルをもとに、青梅市の総務課で対応するマニュアルというのがございます。この中で、今回は注意が若干強いというか、もっと慎重なものになるという必要があるわけでございます。そこで、特にこの中で3番目の、東京都教育委員会から16日、そして18日と2回にわたる連絡文書がございまして、遺漏なきようという中にあった注意も含めまして、まず3番目の、登校する前に各ご家庭で毎朝検温を行ってくださいと。そして、発熱等の体調不良の場合は、無理をせず出席を見合わせるようにしてください。4番目、帰宅後外出する場合は、なるべく人込みを避けるように注意してください。それから6番目、以前は、「国内で感染者が発生した場合は、その状況により」となるんですが、もう既に発生いたしましたので、「今後の状況により学校が

臨時休業となる場合があります。その際は、学校から速やかに連絡いたします。それからさらに、7番目でございますが、このところは「海外渡航歴があった方で」というのが入ってございました。今回はもうそういう状況ではございませんので、「発熱等、新型インフルエンザ様の症状が見られる場合には、一般医療機関ではなく次の機関に、まず電話によりご相談願いたい」と、こういう文言に変えまして、ここでご承認いただければ、ホームページならびに学校の方にも周知させていただこうと考えます。

この前段階といたしまして、実は青梅市には、ここにはちょっと資料がございませんが、感染症の本部がございます。正式に申し上げますと、青梅市感染症対策本部会議というのがございます。本部長は市長でございます。この中で、各部長がその部員になっておりまして、青梅市全体のいわゆる新型インフルエンザに対する現状把握と、そして有事の場合の対応方法の遺漏なき打ち合わせ、これをやっているわけでございます。

本日、経営会議がございましたが、引き続き第2回目が開かれまして、そこで国の現状、そして地域の現状等を話されまして、また東京都の対応方法、それから国の対応方法等も徹底されたわけでございます。

この中で、青梅市の対応といたしまして、私ども学校につきましてはこういう対応をとらせていただきますと。以前、4月30日のときには、市民に対する通知も、それから保育園等に対する通知も、向こうとあわせまして、2通りでやった経過がございます。今回は教育委員会の方で、こういう段階ですから、特に向こうは変わった対応はしないんですが、こちらの方はやらしていただく。ともかく保護者の方に通知すると、こういう形にさせていただきました。

それから今度は、その中でもちょうどこの時期は中学校の修学旅行の時期に当たっております。これをいかように取り計らうかということで、まず室長の方からご説明させていただきます。

【指導室長】 ただいまお配りしました写しの文書、「青教指第194号 平成21年5月19日」の文書をご覧ください。その前に、1枚お開けいただいて、5月18日、昨日夕方、東京都新型インフルエンザ対策本部長、東京都教育長が本部長になっておりますけれども、この発生に伴う対応について、第9号が来てございます。ただ、この中で、修学旅行の対応について書いてあるのは、記書きの1番で、こう書いてあります。簡単に読ませていただきますと、「行き先の道府県において、新型インフルエンザの発生に伴う学校の臨時休校を実施している場合には」ということは、つまり現在は大阪府と兵庫県でございます。大阪府と兵庫県に行き先が当たっている場合は、「中止、延期、また行き先の変更等の措置をとること」とだけございます。

これを受けまして、1枚目にまたお戻りください。記書きから下なんですけれども、大きく分けて2つ。1つは修学旅行等の実施についてのことと、それから健康管理について、各学校長あてに本日出したものでございます。

内容でございますけれども、現在の時点では、市の対策本部でもそうですし、また東京都の方も、兵庫県と大阪府以外は特に自粛を求めるということではございません。教育委員会の方としても、この修学旅行についてはこのように考えますということで書いてあるのが1番でございます。本日朝の時点では、修学旅行の中止・延期は考えていませんが、実施予定についてお答えをお願いしますということで、1点目として、兵庫・大阪を行き先として計画している場合は、班行動であるかなとは思ったんですけれども、全校に聞き取った結果、兵庫・大阪まで足を伸ばす学校はございませんでした。そういった場合には行き先を変更すること。

2番ですけれども、奈良に入る場合に新大阪駅で下車して、そこからバスで奈良に入るのが割合と多くあります。本市におきましても、今年度は4校ないしは5校がこのような計画でございました。そういった場合には、新大阪駅を経由しない計画に変更するということが指示しています。これも学校においては、私どもの指示よりも先に、旅行業者等との打ち合わせで変更している学校もずいぶんありました。

3番、何といても保護者の方、それから児童・生徒もそうですけれども、保護者に対して十分な説明責任を果たしてほしいということです。かなり保護者の方も心配、ご不安に思っています。また、中学生がご近所にいらっしゃる周りの地域の方が、修学旅行に行くんだろうかと、いろいろな意味でのご不安もあるかと思えます。そういったところを学校の方としては、現在の状況はこうであり、そして旅行に行くことになった場合、こういうような対応をとる、事後においてもこのような対応をとるということを十分に説明することが必要です、という内容でございます。

それから2番目、修学旅行中の健康管理でございますけれども、原則としてマスクを着用するということが各学校にお願いしております。ただ、今、大変マスクが品薄で、これがなかなか各学校から問い合わせがありまして、マスクが調達できないかもしれないということはあるんですけれども、何とかマスクについては各子どもたちが持っていくということ、それを着用するということが、

2番目ですけれども、きょうも旅行業者との連絡もしていただいておりますけれども、やはり京都・奈良の宿舎では非常に神経質になっていまして、例えばうがい薬ですとか、石鹸は当然ですけれども、薬用のハンドソープ的なもの、それは宿舎に当然用意しているということで、これは宿舎に着いたとき、朝、それから夕食の前はいいんですけれども、1日目のお昼、2日目のお昼、3日目のお昼というのは外で食べることになります。そういったときには計らない場合もあるんですが、今年度に限っては必ず全員が班の中で体温を計ることを徹底すること。

4番目につきましては、先ほど申し上げましたように、やはり各自、またグループ、班の中でもって必要に応じてこういったうがい薬や殺菌ハンドソープなどを持参することは非常に有効ですという形をお願いしております。

そして、現状でございますけれども、市内の11校のうち、まず5月中に京都・奈良に出発する予定の学校が6校、6月に出発する予定が2校、9月に2校、3月に1校という形になっています。一番早い中学校は第一中学校で、5月22日、今週の金曜日でございます。現在のところ、先ほど申し上げましたように、今すぐに中止ということは私どもも要請していません。学校の方もやはりここまで子どもたちもずいぶん長い時間をかけて準備をしてきております。また修学旅行というのは3年間の中で非常に思い出に残る行事であるわけで、慎重に様子を見ながら、現在のところはすべての学校が決行する予定でございます。ただし、やはり京都・奈良において状況が変化した場合、これについては早急に新たな決断をとる必要があると考えてございます。

以上でございます。

【委員長】 大変よくわかりました。状況が流動的ですから、適時適切な対応が必要だと思います。教育委員会というのは何回も開かれませんが、事務局、教育長を初め大変だとは思いますが、適切な対応を適時にとるように、私からもお願いいたします。また将来的なことに关しましては、教育委員会でぜひいろいろな場合の想定につきまして、また協議する機会がございましたら、そこで協議していきたいと思っておりますので、とりあえず事務局の方に適切な対応を適時お願いしたいと思います。

【学校教育部長】 ありがとうございます。私どもも、教育長を先頭に事務局としてやっておるわけですが、このインフルエンザ対応については、ちょっと手前味噌になりますが、若干教育委員会の方が進んでいる部分がございます。市長部局の方は今本気で、全市民対応にやっているわけですが、情報が非常に教育委員会は早いものですから、対応が若干市長部局よりも先んじることがございます。それをまたこの感染症対策本部という最高機関において調整していくということが必要になってきます。

きょうも、先ほど委員長もおっしゃっていただきましたように、政府等の対応、東京都の対応、強毒性から弱毒性へのマニュアル変更とか、そういうことが非常に流動的であると。そういう中で判断するのは非常に難しいところであろうけれども、いわゆる東京都教育委員会の見解がある中で、現在これにもとづいて教育委員会で決まっていきなさいと。もうこちらの会議で決まらなさいと。ただ、その中で、いろいろな学校長の意見であるとか、そういうものも適宜斟酌しながら、教育委員会としてお進めください、それについては市長部局の方はきちんとその中で認めていくことだと、こういうふうなご返事を、いただいたところでございます。

先ほど委員長からいただいたような対応で、ぜひやらせていただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

【委員長】 どうぞよろしくお願ひいたします。

【委員長】 それでは、今後の日程について総務課長から説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、今後の日程につきましてご説明させていただきます。

まず、5月25日(月)でございますが、前回の定例会でもご説明させていただきました、東京都市町村教育委員会連合会第53回総会が開催されます。25日(月)は12時30分、教育センター集合・出発で予定させていただきます。事務局で車を手配してございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、6月25日(木)学校訪問を予定させていただいております。午前8時40分に教育センターへご集合をお願い申し上げます。なお、訪問学校につきましては、午前を第一小学校、午後を第六中学校を予定させていただいております。

続きまして、7月2日(木)教育委員会定例会を予定してございます。時間、会場等はいつものとおりでございます。

以上、報告といたします。

日程第6 委員長閉議および閉会宣言

【委員長】 以上で本日の日程は終了いたしましたので、閉会といたします。お疲れ様でした。

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員